

一般府道伏見港京都停車場線の違法放置物件について、道路法44条の2第1項の規定に基づき除去し、同条第2項の規定に基づき保管していますので、同条第3項の規定に基づき公告します。

平成28年9月30日

京都市長 門川 大作

1 除去した違法放置物件

名称又は種類	形状（単位：mm）	数量
キャリーバッグ	700×450×350 ～300×300×230	8個
ボストンバッグ	600×350×300	2個
クーラーボックス	500×350×350, 350×350×250	2個
ペットかご	500×350×350	1個
袋類他（靴, 衣類等）		10袋

2 除去した違法放置物件の放置されていた場所

下京区東塩小路高倉町73番地先

3 違法放置物件を除去した日

平成28年9月30日

4 違法放置物件の保管を開始した日

平成28年9月30日

5 違法放置物件の保管場所

南部土木事務所大宮倉庫（下京区塩屋町283番2地先）

6 連絡先

建設局土木管理部南部土木事務所 TEL (075) 691-3158

(南部土木事務所)